

令和7年第14回教育委員会定例会議事録

日時：令和7年11月5日（水）午前9時00分

場所：香南市役所6階 604・605会議室

教育委員：三木守教育長、百田久範委員、中元啓恵委員、亀川孝志委員、森本美穂委員

事務局：坂本教育次長、小松(昌)学校教育課長、猪原こども課長、山崎生涯学習課長、小松(泰)教育研究所長、田渕学校教育課長補佐

日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	議案第72号 第119回香南市議会定例会（12月議会）に提出する予定の議案に関する意見聴取について
日程第3	議案第73号 香南市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示について
日程第4	報告第1号 第118回香南市議会定例会（9月議会）一般質問の報告について（継続）
日程第5	報告第2号 令和6年度一般会計決算審査の報告について
日程第6	協議事項 ホットスタート事業について
日程第7	その他 放課後児童クラブR8年度入会審査選考基準について
日程第8	教育長報告

開会 午前9時00分

教育長

では、ただいまから、令和7年第14回香南市教育委員会定例会を開会します。

本日の議題はお手元に配付のとおりです。

日程第1「議事録署名委員の指名について」は、中元委員にお願いいたします。

中元委員

はい。

○教育長

それでは議題に移ります。

本日の議案は2件、報告が2件、それから協議事項1件、その他が1件となっていますのでよろしくお願いします。詳細についての説明は、各議案等の審議の際に担当課より説明をいたします。

日程第2「議案第72号 第119回香南市議会定例会（12月議会）に提出する予定の議案に関する意見聴取について」を議題とします。

はじめに、議題第72号は、香南市議会12月定例会に提出予定の議案の意見聴取を行うものであるため、非公開とすべきと考えますが、賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

教育長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、3分の2以上の賛成を得ましたので、議案第72号を非公開とします。

なお、議案第72号の議案に対する意見等については、12月議会の後に公表される議事録には

掲載されることになりますのでご承知ください。

また、本日の委員会は1名傍聴の申し入れが出されておりますので、議会規則第20条により許可しますのでお知らせします。

日程第2 議案第72号 第119回香南市議会定例会（12月議会）に提出する予定の議案に関する意見聴取について【非公開】

（以下、非公開部分）：12月議会の後に公表

教育長

それでは議案第72号の説明を事務局よりお願いします。

次長

議案第72号、第119回香南市議会定例会（12月議会）に提出する予定の議案に関する意見聴取について、ご説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いします。

令和7年12月香南市議会定例会に提出予定の別紙の議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき意見を求める。

2ページをお願いします。

令和7年10月28日付けで香南市長より、香南市議会定例会に提出する予定の議案に関する意見についてということで、意見聴取の依頼がございます。

今回依頼があったのは、香南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の1件になります。

資料は、別紙の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条による教育委員会の意見聴取に関する資料と、新旧対照表になります。

条例改正の詳細な説明は、こども課から行いますのでお願いいたします。

こども課

説明をいたします。

それでは、資料の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条による教育委員会の意見聴取に関する資料をめくっていただきまして、議案の概要が書かれてあります。

今回の改正は、児童福祉法等の一部を改正する法律が令和7年10月1日に一部施行されまして、地方公共団体が従うべき基準等を定めました関係内閣府令が改正されたこと等によりまして、関係する条例を改正するものになります。

次のページをお願いいたします。

改正する条例は3つあります。

まず1つ目が、第1条の香南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例です。

2つ目が2ページの第2条、香南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。

3つ目が、第3条の香南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正になります。

新旧対照表をお願いいたします。

まず3つの条例に共通する事項としましては、保育所等の職員による虐待について通報義務等が創設されたことにより、児童福祉法第33条の10に第2項と第3項が新設をされましたので、それぞれの条文中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改めるものです。

2ページをお願いいたします。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の第26条につきましては、特定教育・保育施設である幼保連携型認定こども園は認定こども園法で、幼稚園は学校教育法において、それぞれ入園児童虐待の防止に係る規定が創設をされていますので、括弧書きで引用条文を示しています。

また1ページの方にお戻りください。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第18条第2項についてですが、児童相談所等における乳幼児の利用開始前に健康診断が行われた場合のみ、健康診断の全部また

は一部を行うことができるということになっておりますが、母子保健法に基づく乳幼児の健康診査が行われた場合を追加するとする児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことから、改正を行うものです。

説明は以上です。

教育長

説明がありましたけども、本件についてのご意見ご質問はありませんか。

よろしいですか。

意見等がなければ、議案第 72 号、第 119 回香南市議会定例会（12 月議会）に提出する予定の議案、香南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例については、了承するということでご異議ありませんか。

（全員異議なし）

教育長

ご異議ないということですので、議案第 72 号は了承ということにいたします。

（秘密会を解く）

教育長

では、傍聴の入室を許可します。

次に、日程第 3 議案第 73 号「香南市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。

子ども課長より説明をお願いします。

子ども課

議案第 73 号「香南市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示について」、香南市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示を提出する。

提案理由は、協働活動サポーターの支給額を最新の高知県最低賃金に合わせることから改正を行うものです。

補足説明をいたします。

新旧対照表の 4 ページをお願いいたします。

高知県の最低賃金が本年 12 月 1 日より、1,023 円に引き上げられることから、最低賃金を下回ることとなります。放課後子ども教室の共同活動サポーターの金額を最低賃金の 1 円の位を繰り上げまして、1,030 円とするものです。

施行日は 12 月 1 日からです。

説明は以上です。

教育長

説明が終わりました。

本件についてのご意見ご質問はありませんか。特に意見等がなければ採決を行います。

議案第 73 号「香南市放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示について」は、承認するということでご異議ありませんか。

（全員異議なし）

教育長

ご異議ないということですので、議案第 73 号は承認することに決定をしました。

次に、日程第 4 報告第 1 号「第 118 回香南市議会定例会（9 月議会）の一般質問の報告について」を議題とします。

この件につきましては、前回の教育委員会で報告した内容のなかで、北岡議員の一般質問に対する答弁について教育委員会皆様の意見をいただくということで、継続とさせていただいている件になります。説明は前回させていただいておりますので省略をしますので、委員皆様からのご意見をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

亀川委員

はい。

私は、このよさこいまつり実行委員会自体、子どもたちがよさこい祭りで自分たちの踊りを披露するという、豊かな経験を積んでもらうということで、非常に香南市にとって子どもたちにとっても公益性の高いものだと思いますので、この実行委員会に教育長が実行委員長として参加をするということに、特に職務専念義務違反に当たるとは思いません。

教育長

はい。

他、ご意見ございませんか。

百田委員

はい。

前回と一緒のことになろうかと思いますけれども、弁護士からもOKということでしたので、ただセカンドオピニオンがいるようでしたら、またどういった形での意見を聞いたらいいのか。確かによさこいの実行委員の現在の名簿の中では、3課の課長含め上層部でほとんど占めておるということで、見直すべき点があるなら見直してもいいんじゃないかと思います。

ただ、実行委員長を一般の方からということになれば、かなりの責任の重さがありますので、その辺をどう考えていくか。また、その辺の見直しは生涯学習課の方で検討していただいてもいいんじゃないかなと思ってます。

それと、よさこいにはこの3年ぐらい、議員さんも一緒にサポーターというか旗振り役で参加してくださってますので、その方々の意見もお聞きできるようなら聞いていただければと思います。

あと、教育長や次長、課長もそうでしょうけど、いろんな充て職を持っておられると思いますんで、その辺すべてが駄目だという訳ではないだろうと思いますので、特にこの1点だけが駄目だということですね。

よさこいの委員長が駄目で他の会のトップに立つのはいいのか、その辺の線引きが私自身分かりませんので、そのあたりもどういうふうに考えていいのかなと思っています。

教育長

はい。

中元委員

よろしいですか。

私も職務専念義務の部分については、亀川委員さんと同じ意見です。

公益性も高いと感じていますし、香南市内の小中学校の子どもたちが集まって表現の活動をしていて、またその中の経験っていうのは、学校の中では学習できないような経験をしっかり積んでいて、教育の場としても十分効果があると感じているので、それは教育長の職務の範囲の中であると考えています。

また、この実行委員会の組織の運営ということについては、今回ご意見いただいている内容なども含めて考えてみても、見直しをする時期に来ているのではないかというのは感じています。

他の自治体で、例えば自治体主体になってよさこいチームを運営しているところであるとか、補助金を出しているところであるとか、たくさんよさこいチームもあると思うので、そういうところがどんな様子で、実行委員さんや役員さんのメンバーはどんな感じで構成しているのかとかいうこともまた調べていただいて、香南市のことによさこいについて足りない部分はどこだったのか、見直すところはどこだったのかっていうのをしっかり組み立て直しをしてもらって、整理する必要があればしていただいてっていう時期に来ているのではないだろうかというのは感じています。

以上です。

教育長

はい。

森本委員

よろしいですか。

私もこの間、述べさせてもらったことと重なりますし、それから中元さんが今おっしゃったこととちょっと同じような意見ではあるんですけども、今までの在り方の中で教育長が長をされ

てたっていうことは、自然な成り行きというか、会計などに関しても、一応監査も最後にはあってですね、会計上おかしいとかそういうことでもないようですし、今までに関しては、それが専念義務違反になるとは思いません。

皆さんのご意見と同じです。

ただ、この間も述べさせてもらったのと、中元さんがおっしゃったのと同じなんですけど、もともとこのこどもよさこいの会が、合併のときに5市町村の子どもたちが一緒になって、よさこいっていうものに関して交流をしながらやっていこうっていう教育的意味も含めて、そういうったなり方であってから20年程経っているわけですし、当時と全く同じままできているというところがあると思うので、この間も言いましたけれども、委員の方たちの顔ぶれであるとか、そういうったところはやはり1回きちんと今の委員の方たちの協議も含めて、新たなやり方とかがいいようであれば、そういうことを考えていった方がいいんじゃないかなっていうことと、教育委員会がずっとしてますけど、その部分も他の市町村にも聞いていただいて、お祭りですから、もしかしたら商工観光課であるとか、どこか別の部署がされているのか、そういうことも含めて、もう1回在り方を見ていただきたいなっていうのと、今まで教育委員会がかなりサポートしているということで、急に保護者の方が長になるっていうのも難しいかと思います。かなり大掛かりによさこいに行って、やっぱり皆さんの責任が大きいですので、その部分の長は今の状態だと、やはり教育長であるとか、或いは教育委員会の中のある程度の役職にある人でないと、一般的の親御さんでは難しいのではないかなと思います。

また、校長先生とかでもいろんな学校にまたがっているというところがあると思います。

以上です。

教育長

はい。

百田委員

疑義があるということの中で、前回国民文化祭のときに知事がトップになってやるには議会の承認を得るというところ、もう1回説明してもらえますか。

生涯学習課長

はい。

今言われてるのは、双方代理のお話だと思います。

双方同じ方がトップになる場合というのは、利益が相交わるときに、同じ方同士なので、そこに利益のマイナスが起きたりプラスが起きたりということが発生するという前提があります。

ですから事前に、今回はそれを民間の会社の内容ではなくて、行政に置き換えた場合は、市長が1人おりました、いろんな団体の長で市長がありました。こっち側は市の予算を管理するのは市長ですけども、最終的に予算を決定するのは議会というところで、本来ならば市長同士ですけど、議会にも承認をしないといけないと。法律上こうしなければならないということは書き切ってはいるんですけども、最高裁の判例が1つ出てきて、この方が望ましいということがあるので、議会で先に報告をすると。

要は、国民文化祭のトップを私がやりますと、例えば知事が言います。そしたら実行委員会のトップも知事なんです。知事同士で両方ともに予算を持っていると、実行委員会にも予算を持っているという状況である場合は、これは利益が相反する話じゃありませんとか、双方代理で事前に認めてもらいたいということを議会で事前承認をいただいた上で、同じ名前同士でもOKということを事前に申し上げています。

百田委員

そのような形のことが、香南市で行われた例はありますか。

今まで市長も教育長もトップでやっておった中で、議会の承認を経て予算執行したなりということが今まであったかどうか。

生涯学習課長

当初予算のときに、そういうことに着目して市長同士がいけませんとかいうことを確認していなかった時代が長かったということです。

令和5年のときに公社の問題がありまして、そこで市長同士ではいけないという話があって、副市長に変えてということを行って、その時にいろんな団体でそういうことが起きておりおりませんかっていう調査があったようです。

ですが、私たちはその調査を確認されるようなことをされていないので、それは財政課や総務

課が見たかもしれませんけど、そのやり方っていうのは、私たちは周知されてません。

今回、令和6年度に向けてそういう話が出たので、いろんなチェックがかかりました。本来だったら当初予算の段階で報告をするということで、事前報告で決算書のところに、いろんな補助団体とかに括弧書きがされるようなっているらしいんですよ。今回初めて見て、括弧書きがされていたので、こういうことなんだというふうに分かったんですけど、それについて、本来予算で報告をしなければならないと。事前で確認行為として皆さんに認めてもらわなければいけないことをしていなかった案件については、決算で追認という形で、決算審査が行われる前に先に話をして、こういうことが抜かっておりましたということの報告をするということで、今回学校教育課が報告を行ったと。

学校教育課長

学校教育課でも6年度の決算における双方代理の追認のお願いということで、高知県立城山高等学校教育後援会のこと、これは香南市学校教育振興支援事業補助金の中の1つに、この城山高校の教育後援会があります。

これが、当初予算の中では括弧書きの記載ができていなかったので、今回決算特別委員会の中で追認をお願いするということで出してあります。

これは、市長がトップ同士になっているという案件です。

百田委員

はい、ありがとうございます。

そういう事のなかで、この件をどういうふうに今後やっていくかということになるんですけど、別の法人でも一緒に北岡議員とやらさせていただいてますけど、的確な意見なり、質問をされておりますんで、かなりこの9月議会の件に関しては、おかしいだろうと間違いないんだろうということで発言をされたと私は思ってます。そんな中で、どうしていくかという話までにはまだなってない。双方代理の件も含めて、これから先どうなるのか、どうしたらいいのかというのを、ここで言えるようなことでもないのかなとも思いますが。

生涯学習課長

すいません、論点が。

教育長の職務専念義務の話をされているのか、利益相反とか民法上の話の双方代理の話をされているのか。

百田委員

職務専念義務違反に関しては、私の考えの中ではならないだろうということの中で、議員の意見を汲んで、今後このよさこい祭り実行委員会について、先ほど委員さんからもお話が出ておりましたように、子どもたちにあたって大変貴重な活動ですので、それをこれから先どのような形で、多くの方の賛同を得ながらやっていくにはどうしたらいいかということなんですよ。

教育長

今出てきた話で確認しなければいけないことが、職務専念義務違反かというのがまず1つと、それから双方代理のことと、要はお金を出す側とお金をもらう側とが同じ人間の中で事が終わってないかっていうことと、これ別の話ですね。

それともう1つは、繰り返し出てきた意見としては、正当的にどうかっていうこととはちょっと違う視点で、もう少し委員の中が事務局ばかりではなくて、誰かが周りの者でそちらに運営の中身に対しても渡していくけるというふうな状態が望ましいのであれば、それができないかっていう、その3つの話が、今あったと思います。

職務専念義務違反のことに関しては、職務専念義務違反ではないだろうというのが、皆さんのお話だったと思います。

次の双方代理の件で、説明があったんですけども、これが両方とも市長であることを回避するために、市長ではなくて副市長の名前に変えたというのが例示としてあったんですよね。

この双方代理の話そのものをよさこいにはめて考えたときには、よさこいの実行委員長が市長であれば、双方代理の市長同士の話になるので、さっき言ったその知事の話で言えば、議会に1回かけておくという方法で、それをクリアするひと手間がいったんではないかということになるんですけども、市長と教育長の話なので、教育長は途中に判子をつくけども、最終決裁者じゃないので。ということは、この件に関しては、双方代理の対象からは外れるという考え方です。なので、要は途中に判子ついていても最終決裁者じゃないということで、副市長でOKというのを、つまりそういう考え方の話で、もともと教育長は途中の判子をつく人間で最終決裁者ではな

いので、この双方代理の視点で協議する対象の枠に入らないだろうというのが考え方です。

百田委員

すいません、自分が勉強不足で。

教育長も双方代理に入るのかなと思って話していたので、申し訳ないです。

教育長

ただ、この場でも結論も出ないし、今の皆さんからのご意見をいただいても今後どうしても協議が必要となっていくのは、運営そのものですね。

こどもよさこいそのものの運営の仕方について、これまでずっと継承してきて、かなり事務局が主軸を持ってやっているというこの状態について、どれだけ第三者の運営の協力というか、あるいは、軸そのものを教育委員会から外へ出していくことが可能かどうか。

多分可能なんですよ、僕の想像です。ただ、今の規模ではきっとできない。

結局これをやるにあたって、当然練習も繰り返すし、練習会場に具合が悪くなったりする子どもがいたりするので、そこには大人が何人も詰めておかないといけない訳ですよね。そこに詰めている職員は時間外勤務です。要は、市の職員が業務としてそこに詰めているので、安心したあれほどの練習の状態が確保できているけども、あれを行政が完全に手を離して、民間のボランティアや個人のボランティアにお願いするとなった段階で、保護者が交代で見に来て、何かあったときのためにということを、どれだけ親同士の間でできるか、ということはなかなか厳しいだろうという見通しというか、イメージはあるんですけど、皆さんのなかでご意見あったように、他の市町村が、他で出てきている子ども会がどんな方法で、どういう運営で今行われているかっていうのを参考にというご意見もありましたので、そういうところは改めて確認をしていくなかで、今そのまま絶対大事とするのか、それとも今の状態が変わっても違うやり方を模索していくのか、そこらあたりも含めてですね、改めて確認というか、途中途中でご意見いただきながら、事を作るのはまだ随分先のことになりますので、皆さんとも相談をさせていただきたいと思います。

何かこの件について、改めて今この流れのなかで確認しておくことはございますか。

百田委員

よさこい祭り実行委員会の会則の2条、3条あたりは不变の部分だと思いますので、可変の部分は時代とともにいろんなことが変わってますんで、その辺は臨機応変に変えていただいて、要は、子どもたちが楽しく練習できて、本番で素晴らしいパフォーマンスが出せるようなことをどれだけサポートしていくかということで、自分も練習は5、6回くらいしか行ってませんけど、体育館の暑いなかで、熱中症も気にしながら、子どもたちの体調も気にしながら、いろんなことをやっていかなければいけないんで、スタッフとしては人数が多ければ多いほどいいんじゃないかと。

そのなかで、この後4条、5条あたりをどのように変えていくかは、検討の余地があるだろうと思います。

生涯学習課長

なぜこんなに実行委員会が行政職員ばかりになってしまったかということです。当初、平成20年に立ち上げたときは、もっと行政職が多くほとんどでした。それに、商工会とPTAがいたということで、もともと商工観光課の課長も理事に入って、総務課長は委員にもなって。要は教育委員会中心に行政職全体でやろうとしてたんです。ですから、総務課長の名前もありますし、たくさんの行政職員の中でこれを盛り上げていこうというところからスタートして、そこから徐々に離れていくってます。離れていくって教育委員会が中心になったときに、平成23年からはPTAも除きました。

除いていく理由があったんです。それは、PTAがどんどん入ってきたときに我が子が大事になってくるので、隊列を決めるときに、自分の子どもを前に出してくれという話し合いがすごく、ぐちゃぐちゃになってきたんです。そこで、行政職員の方がそんなにPTAが入られたら、組織としてまとまらないという話があってPTAを除けています。最終的に今残った観光協会とか商工会が入ったメンバーになったと。ですから、今まで変わる瞬間とか止める瞬間とかいうのはあったと思います。でも、それでも子どもや保護者にアンケートを取ると、残してもらいたいという話が出てくるので、やっぱり今までに至っているということです。

ですから、私今9年やってますけど、私のときになってからは保護者から文句はないです。なぜかというと、保護者に参加をさせるからです。一緒に、共にさせるようなことをやったり、前

に行って自分の子以外を見てくれとか、結構保護者に言っていたので、こういういざこざが起きてません。でも、なかなかそれを言える担当職員もいないと思います。ですから、PTAを入れることとか、団体の名前を入れることはそんなに難しくはありません。ただ、充て職ですから。実際にそれが入って活動してくれるかっていうことまでやると、そのフォローまで私はしなければいけないと思っています。そこまで組織をきちんと作り上げて、どこかに委託をするのかとか、今言われてます高須の子ども会とか、安芸の子ども会とか有名ですよね。ありますけど、今の50人規模だとすごく少なくて、要はそこにおられる方っていうのはオールドPTAがたくさんいるんですよ。オールドPTAがいて、車の地方も昔から作ってる人たちが地域にいて、子ども会という中心になる組織がちゃんとあるんですよ。そこで動いてくれる人たちがどんどん動くので、まだ組織が成っています。

今のPTAにそれを任せるっていうのは、なかなか難しいと思います。ですから、私たちは青少年健全育成も今入ってもらってますけど、PTAの育成もやっていって、組織が高まってきたときに譲っていくというやり方をとらないと、ただ組織にお願いしたとしてもそれは難しいと思います。

ですから、これを私は前々から教育委員会生涯学習課で持つことはなかなか難しいという話を市長にしてあります。市長部局で持ってくれないかと話もさせてもらっています。ですから、これを機に市長とも話をさせていただいて、このよさこい祭り実行委員会自体をどうするかということの原点に帰って話をするべきだと思っております。

今回トップがどうかとか、教育長がどうかって話も確かにありますけれども、こういう問題提起をされたことによって、本来このよさこいをどうするかってことを、原点に返るということは皆さんのお見からいただいておりますから、組織の見直しも含めて、どういう体制でどの規模感ならできるかとかいうことも含めて、1回課内でも話したいと思います。

森本委員

これに関して、双方代理や利益相反の話は今お話したとおりで、運営のあり方ですよね。そのところ、私の印象としては夏休みのプール開放とかに似てるなと思ってます。結局こういうことを話していくと、そういうところにいって、それで夏休みのプール開放は子どもたちがたくさん参加する、じゃあ子どもたちの責任は誰である。誰っていうところが、学校はもういっぱいですから、投入できないとなると結局親が自分たちの子を見るのだから任せられて、結局親たちも参加人数が揃わざできなくなっているという。同じ形かなと最初から思ってますけど、今言われたみたいに、そのあたりを話し合うしかないですね。

生涯学習課長

本当にこのよさこい祭り参加実行委員会は、政策判断なんですよ。当時の教育長なり、トップの政策判断があった中で作り上げたものですから、あるいは何とか実行委員会で付いたら、市長なりが入ってこれはぜひやるというところで動いてるもんだと思っております。ですから、これをどうするかっていうても、教育長が確かに、委員長という立場で決定権ありますから、それをどうするかを決めるべきだと思いますけど、やっぱり大きな事業で今も市長が入って、よさこいを盛り上げたりということを考えられておりますから、そこは市長に話を聞いて、止めることはそんな難しくはありませんけれども、また立ち上げることもなかなか大変になるので、それはもう慎重に話を進めていきたいとは思います。

教育長

論点が3つあって、それぞれのということで、一旦まとめるようなことをさせていただきましたが、職務専念義務違反のことに関して、今回指摘があつてるのは、このことにおいての職務専念義務違反ということで今出てきてるんですけども、他の例えば市長であつたりとか、副市長であつたりとか、同じような何かしらという中でのここの論点にはなっておりませんので、教育長の話ですので、ここの中で今ご確認をいただいたようなことでいいと思います。

それが1つの答えになったと思うんです。

ただ、そのあとの双方代理のことだったり、いろんな第三者組織というか、外部の方たちが入ってのいろんな実行委員会的なものであつたりとか、これらの名簿上の職員、あるいはその第三者との比率のことであつたり、運営の方法であつたりということになると、このよさこいのことだけで完結できないというか、どうしても他の教育委員会から離れたことも含めて、いろんなところの運営組織というようなこともどうしても関連が出てきますので、ここの判断とか修正点があるということであれば、これはどうしても市全体に投げて協議していただくということ

にもなってくると思います。なので、よさこいをどう変えるっていうのはある程度ここで話ができるんですけど、よさこいを変える方法がどう示されるかで、他への影響というか他のモデルにもなっていきますので、そういう意味もあって、また全体で確認をしながらですね、途中途中また必要であればお時間取らしていただいて、こんなふうに進めるとか、それについては他のこういった組織のこの流れがあるので、これと足並み揃えるとかいうようなことも含めてですね、途中議題とさせていただくことも出てくるかと思います。

本日については、そのような協議でよろしいですか。

(全員異議なし)

教育長

はい。

では、ご意見ありがとうございました。

次に日程第5 報告第2号「令和6年度一般会計決算審査の報告について」を議題とします。

令和6年度の一般会計決算審査につきまして、10月28日に決算審査特別委員会がありましたので、主な内容について報告をします。

まず学校教育課からお願ひします。

学校教育課長

令和6年度決算審査について、主なものをお伝えします。

1つ目、土居議員より、「スクールソーシャルワーカーの活用事業で4名のスクールソーシャルワーカーを配置することによって、長期欠席の児童生徒及び家庭の支援を進めているということで、関連機関との連携を図りながら、支援策をコーディネートすることができているということがあります、どのような効果的なことがあったのか」ということに対して、保育・教育福祉機関、医療機関と家庭を繋ぎ、情報連携及び行動連携を図って、家庭を含む子どもを取り巻く環境の改善に向けて支援していただいているということ。

また、各校で支援会へも参加してもらうことで、支援を必要とする児童への支援をしていただいているということ。家庭訪問を行って直接働きかけてくれることで、児童生徒や保護者との信頼関係が構築されて、スクールカウンセラーや学校に繋げることができており、それが効果的な支援になっていること。要保護児童対策地域連携協議会のメンバーとして、関係機関と情報共有を図って、課題がある家庭について関係機関を繋いで支援を得られるようになった这样一个とをお伝えしています。

山中議員より、「学校等の規模適正化等の支援事業について」ということで、本来今年計画案を示して、それに基づいて令和8年度から規模適正化を進めていく計画であったが、今規模適正化の取り組みが止まっている感があると。基本方針のもと進めていくのは分かるが、防災を前面に出しすぎているのではないかと。学校の規模により進めていった方が良いと思うので、基本方針にこだわりすぎるのではなく、基本方針も見直し、修正しながら進めていくことが必要ではないかというような意見もありました。

このようなことは、教育長や市長の方にもお伝えしますということで、そこは市長の方にもお伝えしています。

事業としては、予算をもとに12月に内容を見直して減額しており、規模適正化をストップしてはなく、委託業者の方で基本方針概要版の資料作成、複数の再編案の資料作成等を行いました。令和7年度は、児童生徒向けアンケートを作成し、児童生徒・教職員に実施して、そのアンケートの分析結果の取りまとめを行って、その後保護者や市民に対してのアンケートを行うか協議して進めていくようにしてると。

また、結果をもとに地域へ説明していくような旨を伝えてあります。

林議員より、「小中学校GIGAネットワーク強化事業について」質問がありまして、GIGAネットワーク強化事業で監視機能を持っているんですけど、それはどういう内容かということで、監視機能のネットワーク機器の設置によって、稼働状況の監視が行えるようになりましたということ。

また、具体的には監視することで各小中学校の使用率が可視化されて、どこが繋がってないかというような事が可視化されること。障害発生時間の特定箇所等の切り分けにも活用できるため、障害発生時の対応が迅速になりますというようなことを伝えています。

北岡議員の方から、「過年度給食費納付金について」、未決済額が多いことから不納欠損の手続きをしっかりと取っていくことも必要ではないかということ。

また、未納者の推移や滞納者に対する取り組みについて、確認して資料として示して欲しいという要望がありまして、これはまた資料の方も作成しましてお渡ししています。滞納者に対する取り組みとして、督促状とか催告状の送付、口座振替の推奨、児童手当の充当に向けて勧奨を行ったり、電話連絡や訪問してというようなことも行っていることをお伝えしました。

樽本議員より、修学旅行費が令和5年度に比べて大きく減っているということですが、行き先が変わったのか、また平和学習をしている学校も減ってきてているのではないかということもありました。減っているのは、行き先が変わることもあるんですけども、時期によって旅費も違いますし、ホテルの価格も大きく変わるので、それによって大きく減っているということで、後日資料をお渡ししています。

また樽本議員より、「小中学校体育館空調設備設置事業について」、基本設計ができたので来年度から優先順位をつけて学校に空調を入れていくのですかというようなことでしたが、来年度は詳細な設計を行って、令和9年度から工事を行うということになっていますと。全ての学校に空調を入れるかどうかは、大きな費用もかかることなので、関係各課と協議をしていくっていう内容のことをお伝えしています。

以上です。

教育長

学校教育課からの報告について、ご質問ご意見はありませんか。

よろしいですか。

(意見なし)

では、次にこども課からお願いします。

こども課長

それでは、こども課に関する質問等について報告をさせていただきます。

まず歳入についてです。

北岡議員より、「幼稚園の過年度の保育料の収入未済額について」、件数や時効年数、あと生活実態を見て必要であれば、不納欠損処理を含め整理をするべきではないか、法に基づいて行うようにという質問等がありました。

未収となっておりますのは、平成20年度から25年度までの幼稚園保育料の未納分でして、5人の方に催告書の送付や電話等を行っております。債務承認権分納誓約書を提出していただき、分納等により納付をいただいているので、今後も納付状況等を確認しながら事務を行っていきたいと考えております。

次に歳出についてです。

土居議員より、「病後児保育の利用者が令和5年度と比べて減った理由について」質問がありました。

令和5年度の利用者が23人で、令和6年度は13人でしたので、10人減っております。令和5年度の利用者の病状を見ますと、熱が下がってからの利用の他には火傷や骨折、扁桃腺の術後での利用があり、利用の基準が変更になった訳ではありませんので、それぞれの病状により通園までの数日間安静にしたいとの理由から、令和5年度は利用人数が多くなっている状況です。

樽本議員からは、「公設の児童クラブの利用状況と民設民営のわらべ館の利用状況、岸本地区の放課後子ども教室の運営状況について」、質問がありました。

また、関連の質問として、北岡議員より「児童クラブの入会選考を行う場合、名前を記載せずにいて欲しい、名前を記載してあることで入会できないということがないように、名前はAとかBとかの表記にして欲しい」とのお話がありました。入会選考基準表を公表しておりますし、保護者の就労や病状等の状況を点数化することにより、公平に判断をしておりますので、名前の表記をAやBにすることにより、最終的に名前の取り違えがあってはいけませんので、選考はこれまでどおり名前を明記したもので行いたいと考えております。

林議員からは、「保育所とこども園での体調不良時の対応件数について、野市東保育所が令和5年度と比べ40人減っている理由について」質問がありました。

理由としましては、令和5年度の途中までは看護師を配置しておりましたが、それ以降は看護

師が常駐をしておらず、他園との兼務になっていることの説明をいたしました。

そして、先ほど学校教育課長の方からも報告がありましたが、山中議員から「学校等規模適正化に関する質問があり、各課長の考え方を聞きたい」という話でしたので、こども課としては、来年度も浸水想定区域の保育所で受け入れを行う予定であるということ、赤岡保育所保護者会からもらっている要望については、保護者会役員会で協議を行っていること、園運営を行う以上、防災に取り組む必要があることについてのお答えをさせてもらっています。

こども課からは以上です。

教育長

報告のあった内容について、ご質問ご意見はありませんか。
よろしいですか。

(意見なし)

では、次に生涯学習課からお願ひします。

生涯学習課長

はい。

それでは、生涯学習課は3名の方から質問をいただきました。

まず樽本議員からの質問が、「香南市長杯の内訳を教えてもらいたい」ということで、なぜかというと昨年よりも市長杯の金額が減っているからどういうことかというところがございましたので、市長杯の内訳について説明をさせてもらいました。

市長杯にはサッカーの少年の部、中学生の部、あとパークゴルフ大会、龍馬カップ、オープンヨットレース、ミックスダブルテニス大会、バトミントン大会とオープンゴルフ大会がある。その中で2年に1度行っています中学校の招待野球っていうのが今年、令和6年度は対象外だったので、その分の30万円ぐらいが減額になってることの報告をさせてもらいました。

あと、「地域の運動会の状況についての報告」ということだったので、吉川の運動会と赤岡の運動会、夜須の運動会が開催されましたということと、本来ならば、野市の開催があったんですけども、櫻井つぐみさんの記念式典の日程と重なりまして、野市地区のスポーツレクリエーション大会は中止ということで、その分の金額は若干減っているということの報告をさせてもらいました。

あと、北岡議員から質問がございまして、「公共施設の維持管理について定期的な管理をしてもらいたい」というところで、屋外体育施設の話から始まりまして、備品的な物の点検は業者にお願いしていますけれども、後の公共施設の劣化状態というのは目視しかできないということで、なかなか公共施設も古くなっている状況ですから、今以上に定期的な点検を深めていくというか、回数を多めにしていきますという報告をさせてもらいました。

あと、委員以外からの質問ということで百田議員から質問がありまして、報償金のところに賞賜金っていう欄ができてありますと、これはどういうものかというと、通常は金券に近いようなものです。賞を与える人たちにプレゼント的なものをするというところで今まで予算はありませんでした。どういう内容かと言いますと、岡本彌太文学賞で子どもたちに図書券を配るということになります。今まで消耗品で幾つか事前に貯えて、貯えたものを配っていたという形でしたが、会計課から指摘がありまして、それは賞賜金で支払いをお願いしたいということがあったので、今回そういう予算項目を作って、そこで執行したということの報告をさせてもらいました。

以上です。

教育長

今報告のあった内容について、意見、質問はありませんか。
よろしいですか。

(意見なし)

会議が始まって1時間超えましたので、15分から再開で一旦休憩を挟みたいと思います。

(休憩)

教育長

では、再開いたします。

日程第6、協議事項として、「ホットスタート事業について」の協議を行います。

教育研究所の方から説明をお願いします。

教育研究所長

お手元に資料があるかと思いますので、10月17日の臨時校長会でのほっとスタート事業に関する確認事項という資料をもとに説明させてもらいます。

香南市の中学校ほっとスタート実践研究事業につきましては、事業期間を1年間延ばして、今年度が検証の年ということで、検証については校長会の方に研究所の方から資料をお渡しして、それをもとに協議をしていただくということで、ピンクの付箋をつけた以降が校長会で各校長先生にお渡しした資料になります。

それをもとに、10月17日の臨時校長会で協議を行っております。

その中でほっとスタート事業について、まず1点目は、休み明け等を緩やかにスタートする取り組みは継続するということで、これについてはアンケート調査でも子ども、保護者、教職員、すべてが緩やかなスタートを継続的に取り組んでもらいたい、それから肯定的な回答が多かったということ、それから各学校でも学期初めとかに好ましい状況も見られるということで、取り組みは継続するという協議になっています。

それからもう1点、アンケートの中では、夏休み期間は元へ戻してもらいたいという意見が子どもたちや教職員の方からありましたけれども、協議の中で、夏休みもそうだけれども年度始めが非常に多忙になってきているということで、今ICTの活用とかということで、その設定作業が新たに入ってきたり、配慮が必要な子どもたちの事前面談とか、そういうったケースが非常に増えてきていて、特に今年度は4月のスタートが土日も入っていて、実質4日の中でそれをやるというようなことがあったので、そういうことから夏休みを戻すということよりも、1学期の始業を延ばすことを中心に検討してもらいたいというふうなところの校長会の方からの話もあり、4月の始業式を延ばして1学期のスタートを4月9日にすると。

近隣で行きますと、南国市が4月10日スタートで今年度やっているような状況があります。

そういうった情報もあっての意見だったのではないかなどと思います。

それから、夏休みの期間は今年度どおりにすると。

これにつきましては、校長会の中では特に小学校の校長先生方の方から、夏休み期間も元へ戻してという意見もありました。

ただ、中学校の方では授業時間数の兼ね合いで、戻すと厳しいという意見もあり、先ほど言いました南国市では、小学校は戻して、中学校は夏休みを短縮してという形で今年度行っておりますけれども、香南市の場合、この事業をやった初年度に小中学校の期間を別にして混乱を招いたことがあって、小中学校は同一期間とするという形でスタートしておりますので、夏休み期間は今年どおりの8月27日までいくという協議の確認になっています。

それから、次の転入者教職員の年度始め休み期間の研修は、新たに行わないということを入れてますけれども、これについては始業を延ばした場合は少し余裕ができるので、午後半日とか、転入者教員の研修を持つようなことができないものかということをこちらから投げかけてましたので、それについての回答になります。

その投げかけた理由という部分は、防災とか中学校区の連携という部分で、新たに転入してきた先生は香南市初めてなので、どうしても意識の差が最初あるので、他市でもありますけれども、そういうた転入の先生に対しての研修の機会があつてもいいんじゃないかということでしたが、少しお話しましたけれども、やっぱり年度初めはとにかく準備に充てたいということもあって、協議の中でそういうことは行わない、学校の方でそういう対応をしてもらうというふうな形になります。

それと、管理運営規則の夏休み期間を変更して改正を行なうかといったところですけれども、これについては、また新たに1学期のスタートをこかすような形になるので、管理運営規則の改正などは行わずに事業を継続して施行する形をとて、施行後に夏休み期間について再検討するというふうな協議の確認になっています。

それで、次の1学期4月9日スタートの上で、2学期を9月1日スタートに移行できるかどうか

か、令和8年度に各校が取り組み検証を行うというふうなことになっています。

米印で入れていますけれども、校長会の方に提示した資料の中で、余剰の授業時間数を見たところ、夏休み期間まで戻すと、授業時数がマイナスになっていくという学校が複数校ありますので、学校の中の教育課程の組み方、学校行事の精選とかそういうことで、令和8年度可能であれば余剰授業時間数が増えてくると思いますけれども、そういうところを検証してもらう。

それともう1点は、論点整理で新しい学習指導要領の方向性が示されてきていますけれども、その中に調整授業時数制度というものが出てきます。

これは、教育課程を緩やかに運用するような方向性のものですので、この制度を利用することによって教育課程の組み方が変わってくるので、来年度さらに具体的な方向性が見えてくると思いますので、そういうことも含めて令和8年度に検証を行って、一番下の丸にありますけれども、令和8年度の結果をもとに、年度末にそういう授業実施の授業時数の報告がありますので、そういう資料をもとにして令和9年度に香南市教育委員会と校長会で協議して、令和10年度以降の夏休み期間というものについては、協議して決定をするというふうな校長会との協議内容になっています。

下の方に今後の流れということで入れていますけれども、保護者や教職員への通知の流れや内容についての作成、これあとで資料ありますので説明します。

昨日、校長会がありましたので、そこで通知案を共有していますが、保幼、それからこども園も関係してくるので、所属長会の方で周知をしています。

本日、教育委員会で説明した上で承認をいただきましたら、そのことを校長の方にメッセージで伝えて、それから保護者や教職員への周知をしていくという流れで、進めさせていただきたいというふうに思っています。

2枚目が保護者の方に伝えるための資料になります。先ほど説明した内容を記載しています。

この資料につきましては、保護者の方にはすぐーるで小中学校の保護者の方へ送り、保幼、こども園、それから野市幼稚学園の方には、それぞれの所属を通じて、年長の保護者の方にまわしてもらうという形をとりたいと思っています。それから、教職員の方へは一斉に各個人に送れるので、教職員もそういう形で通知をしていくということで、このペーパーの後のメッセージの文書とかメール文書とか、それから入学予定の保護者の皆様方へという添付する文書などを資料として入れています。

ただ、この資料をまわした後で、香南市内の保幼、こども園、それから野市幼稚学園以外からも入学するお子さんもいますので、そこへの通知ということが少し課題になってきまして、こういった形で通知しますけれども、入学予定者に委員会の方から文書を発送するのが1月ということですので、その中へ文書を入れて送ってもらうという形を付け加えてとつていただきたいというふうに考えています。

以上になります。

教育長

はい。

ただいまの説明について、ご意見ご質問ございませんか。

亀川委員

はい。

事業の趣旨で、温暖化の問題だとか不登校をどうやって減らすかとか、それから教員の働き方改革だとか、いろんな要素が絡んで、その中で学校の始業日あたりをどういうふうにしていくのかっていう非常に大事な事業だと思います。

南国市がもう先行的にやっているところから、そこが元へ戻すっていうような動きがあると、ちょうど香南市だけ浮いていくところを心配するので、そこら辺の情報収集も必要なかなと思います。

教育研究所長

南国市の件ですけれども、事前に南国市の方に確認したところ、南国市も校長会の方に来年どうするかで話を投げかけていくということのようですが、基本的に1学期を10日スタートにしたことはすごくよかったですということで、そこは変わることはまずない。

今、校長会の方で検討しているのが、中学校が小学校に合わせて、夏休みをこかして9月1日スタートできるかどうかというあたりの協議をしてるっていうことで聞いています。

ですので、元へ戻してというふうな状況ではないというふうに聞いています。

以上です。

教育長

この4月9日スタートと8月28日スタートで、スタートした日から給食がありますよね。

教育研究所長

はい。

教育長

でも、子どもが帰るのはフル1日なのか給食食べた後放課になるのか、これは学校独自か統一どっちでしたか。

教育研究所長

これは学校独自になっていきます。

学期初めの緩やかなスタートも各校によって余剰の授業時間数も違うので、統一したものではないです。

ですので、1週間程度半日で行く学校もありますけれども、中学校なんかであれば、4時間を持ちます。次5時間やって、そして6時間に持っていくとか、そういう緩やかにやっていく学校もあります。

そこは、今年度も各学校によって授業時数の状況が違うので、各学校の中で一番最も適するような形で、緩やかなスタートに取り組んでくださいということでしたので、それは来年度も同じような形になって進めていくようになると思います。

教育長

なので統一してここには書き込めない。

教育研究所長

書き込めない。

教育長

はい。あとどうでしょう。

森本委員

令和5年度と6年度のアンケートの結果を見させていただいたら、子どもと親御さんの内容っていうのはこんな感じかなと思うんですけど、子どもはちょっとでも少ない方が嬉しい、親御さんはちょっとでも行ってもらってた方が嬉しいっていうので、そういう感じのアンケートになってますけど、教職員の方が令和5年度だと、設問4の安心して登校することに繋がると思いますかっていうところで、令和5年度の段階では思うっていう方が29%で、6年度が50%に増えてますよね。

かなり肯定的な意見が38%と合わせるとかなり高くなっているので、教職員の方がやっぱり子どもたちの学校での様子が一番分かっていると思うから、始めた時点ではちょっとどうなんだろうなって感じで見てた先生たちが、取り組み続けることで多少変わっていったところもそれに合わせて変えていくことにもよって、何か効果があるなっていうふうに感じられてるんじゃないかなと思いました、全体として本当によかったです。

教育研究所長

最初にも言いましたけれども、学校の現場の中では緩やかにやることによって、子どももそうだけどやっぱり先生もゆとりを持って準備もできるし、子どもたちにも接することができるっていうのは共通したような意見だったと思います。

教育長

他ご意見等ございませんか。

よろしいですか。

では、本件の協議事項については採決をとるということはありませんので、では次に、日程第7 その他「放課後児童クラブ令和8年度の入会審査選考基準について」、子ども課より説明をお願いします。

子ども課長

はい、説明をいたします。

資料は令和8年度入会審査選考基準表の考え方等についてというA4のホッチキス留めと、A4横の入会審査選考基準表（案）についてと、令和8年度入会審査選考基準表（案）と書いたA4縦のホッチキス留め、A3の前年度対照表の4種類があります。

似かよった資料がいくつもになっているので、分かりづらいところがあるかと思いますがよろ

しくお願ひします。

まず考え方についての資料に沿って説明をしますが、あわせて A 3 の前年度対照表と令和 8 年度の案になっているものも見比べながら確認をいただけたらと思います。

資料があちこちになりますがよろしくお願ひします。

まず 1 つ目の入会基準です。

入会基準自体は本年度と変更はしておりませんけれど、数は少ないので入会基準を満たさないご家庭からの申し込みというのも今年度見受けられましたので、改めてその基準がどうなっているのかというのを明記したものになります。

次に(2)入会審査・選考の流れです。

本年 4 月の入会時におきまして、野市小学校と野市東小学校で待機児童が発生をしました。

その中には 1 年生から 3 年生までの児童が含まれておりましたので、低学年が入会できるよう選考方法を変更したいと考えています。これまでの選考方法は全学年を同時に選考する方法で行っておりましたので、例えば 4 年生が 1 クラスに 1 人とか 2 人とか入会になる場合がありますが、結局は友達がいないとか、遊び相手がいなくて面白くないなどの理由で、数ヶ月後に退会をするケースがあります。

退会者が出た場合は、待機の点が高い人から順番に声をかけることになりますが、特に保育ニーズの高い低学年が待機になることなく入会できるように、学年ごとに選考を行いたいと考えています。

そのことを図に示したものになります。

次に(3)指標の算定方法については、内容は変わっておりませんが、書きぶりを変えたことになります。

次の(4)基本指標は大幅に改定をしております。

に書いてありますのは、令和 7 年度の 就労の勤務時間のところを見ていただいたらと思いますが、児童クラブの開設時間ごとに点数化をしていましたので、例えば仕事の終わりの時間が 17 時 46 分から 18 時までの間であれば、週、月の勤務ごとに 30 点、28 点、26 点となっていますけれど、1 日の就労時間により点数化することとしました。

また、内職については、勤務日数等に関係なく一律に 5 点としていましたが、居宅内での自営内勤と同等としまして、変更をします。

疾病等の居宅内的一般療養についても、保育が困難と認める場合と保育がやや困難と認める場合の 2 つに令和 8 年度以降あわせたいと思っています。障害等と介護・看護については、より細分化をしています。

次に(5)調整指標 になりますけれど、恒常的な 1 日当たりの残業時間については、保護者の申し出により行っていたこともあり、公平性の担保が取れないということから削除をすることといたしました。そして、新たに保育士や幼稚園教諭、児童クラブ支援員として就労している場合の家庭の追加をしました。

次に(6)調整指標 ですけれど、学年ごとに選考を行うこととしたため、学年ごとにありました指標を削除し、特に保育の必要がある場合の点の調整をしています。

また、保護者負担金の対応について、指標を新たに設けてあります。

次に(7)同点の場合の優先順位ですが、令和 7 年度の 児童の学年、 恒常的な残業日数を削除し、新たに保護者負担金を滞納していない世帯、就労等していない同居の世帯がいない世帯、児童の居住地が市のハザードマップで津波浸水想定区域の世帯、基本指標が高い世帯、兄弟姉妹 2 人以上で同時に入会を希望する世帯をそれぞれ追加しております。

次に(8)審査・選考に必要な添付書類についてです。これまで記載をしておりませんでしたので、正確に審査・選考ができるように表記をしております。

次に(9)その他の運用です。

本年度までは詳細な記載がありませんでしたので、 から までに分けて表記をしています。

最後に、(10)本入会審査選考基準表における各種用語の定義を新たに明記しています。

改めて考え方や捉え方を明記することにより、担当によって考え方や捉え方が異なったりすることがないようにしました。

このように細かく表記をすることにしましたので、結果的に入会審査選考基準表のページ数が多くなりますが、担当者と保護者ともに、共通理解のもとに選考はできるようになると考えています。

説明は以上です。

教育長

ただいまの説明で、ご意見ご質問はありませんか。

百田委員

入会希望の方にお知らせする資料は、先ほど説明いただいた分をそのまま提示するということですか。

こども課長

そうではなくて、保育とか幼稚園の申し込みみたいな形で、いつから受け付けをしますとか、提出はどこで行うのかといった細かいことと、開設日がいつかということを書いたものと合わせて、この基準表をお届けするようになります。

百田委員

はい。

教育長

自分でやってみようと思ったら、自分の点数は自分で分かるってことですね。

こども課長

そうです。

教育長

そうですよね。

ただ、他の人と比較できんので通るか通らんか分からぬということですね。

こども課長

そうです。

教育長

他には。

○**亀川委員**

1年生から順番に優先していくことはすごく大事なことと思ってます。

都会なんかでは、それによって1年生が入学した時点で、保護者が仕事を辞めたり、変えたりっていうようなことも発生しているということなので、ぜひそういう方向でお願いをしたいと思います。

見通しとして1年生、2年生、3年生の希望者は今までざっくり合わせて、あと空きそうな感じなのか、そこら辺の見通しは。やっぱり空きはあんまりなさそうな感じですかね。

こども課長

そうですね、あまりないと思いますね。

それとこれまでの流れでいうと、待機が出て入れなかつたっていう年があると、翌年は入れないかもしれないということから申し込みが減る傾向があるようですので、今年度待機が多かったので、もしかしたら来年度申し込みが減るということはあるかもしれません。

亀川委員

大体4年生ぐらいになつたら何とかなるという感じだと思うので、やっぱり1年生から3年生を優先するというのは大事だというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

こども課長

はい。

教育長

あとはよろしいですか。

次、「教育長報告」になるんですけど、特に視察とか会議とかで、この場で報告をするようなことは特にありませんが、10月の所属長会と11月の所属長会で所属長と確認をした、自分の方からの提案について、どういった話をしたかということの確認をしたいと思います。

まず10月の方の資料を見てください。

実は今日ですね、県の教育長の方から、各学校全員で会計年度も含めて、とにかく全員で見てくれと。見られなかつたのであれば、後で改めてその内容のことについてアップするので、聞いてくれということで、不祥事のことです。

そのことについて、今日4時にリモートで全部の学校に出されたということになっています。うちとしては、もちろん皆さん見てくださいなんんですけど、それと別に、10月に自分の方としても、不祥事のことについて、各学校というか職場においては、繰り返しのことになっているの

で、新たな視点の示しようがなく、それでもとにかく繰り返してしっかりと各学校において確認をしてくださいというふうなことで、こういった資料で話をしています。

ただ、ここ書いてあるのは、初めて聞くようなことでもないぐらいのことだと思って資料をお配りしました。

それと、3の思考の中心っていうのは、子ども同士の人間関係ですね、どう構築していくかとか、そこに教員がどう関わっていくかっていうことの確認として、例示でそこへ出していますけども、これこの間賞取りましたね。「御上先生」あのドラマ賞取ったんですけど、これご覧になりました。学校の中の不正というか、大人社会のいろんなもう絡みというか。そこに関わっていく学生たちと、ドラマの中で学習指導要領とはっていうふうなこともテーマになって、学習指導要領のことについて高校生が議論するというか、そんなシーンもありました。いろんなことが起こりながら、最終回の卒業式のところで、御上先生である松坂桃李が1年間を振り返って、最後の答えとして出てきた言葉がここにある「人生をかけて考えるべき答えの出ない質問」について、しっかりと考え方を切って苦しみ抜いて出した答えは、必ず弱者に寄り添うものになるっていうのがドラマの最後でした。

ここらあたり、どういう姿勢で、どういうふうに教室の中で、子どもたちの考え方をコーディネートしていくかで、この答えにどうすれば持つていけるかっていうふうなことも、ぜひ学校の中で考えてみてもらいたいと思って、こういった資料で話をしました。

11月については、学校それから保育等の視察が全部終わったんですけども、視察が終わったときに、教育目標とかいろんな部分の中で、「主体的に」という言葉はどこに行つてもほぼほぼ見かける。だから「主体的に」という言葉の意味は、当然みんな共通理解ができているんだろうけども、具体的なその場面に置き換えて、どういう場面のことを持って、どういう指導のことをもって、子どもたちが主体的に動いているかっていうことが本当に共有されているかということを1度確認したいと思って、昨日ですけども、11月の所属長会で少しお話をさせていただきました。

自分が美術の教師ですので、図画工作で話をというので、これはもう教育委員さん方々は三木しつこいっていうぐらい、特に保育に行った時に聞いてもらってる話ではあるんですけど、それを別に各学校の図画工作をこういう授業してくださいって、園の先生とか園所の所長さんとか、中学校の校長に聞いてもらおうと思ったのではなくて、置き換えです。

例を示すのに、図画工作の話が分かりやすいので、例示として図画工作で説明をするけれども、子どもの主体性を持たすっていうのはこういうことというのを、ぜひ皆さんで共有したいっていうので話をしました。

そこの中で、美しさっていうものは、教師がほら見なさいこれって綺麗でしょって見せるものではないんです。美しさは子どもが自分で見つけるものです。見つける行為、探すことも含めて、美しさを発見させる喜びを子どもにさせてあげないといけないのに、最初から、ほらこれ美しいでおくことが、大事な学びの場面を飛ばして答えがそこにあるような教育では、それは違うんじゃないですかっていう話です。そんな中で、疎外する言葉、指導者が阻害してしまうっていうのは、ついつい出てしまう言葉なんんですけど、ほらねこれで美しいでしょとか、誰々さんのこれ見て美しいねとか、美しいっていうことを指導者側が伝えるっていうのはやってはいけないことです。図画工作の世界で言えば、本当はやってはいけない。あるいは、しっかりと見てくださいねっていう指導も本当はタブーです。そっくりに書きましょうっていうのもタブーです。これね、中学校はやるんですよ。なぜかというと、自分は中学校、大学で絵の描き方のそっくりに書くための方法がある訳ですよね。そっくりに書くための技術的なマニュアルがある訳ですよ。そのマニュアルを勉強しているのは、大学で美術を専門でやった人間だけです。なのに、小学校の先生にやれといったって無理ですよね。習ってないんだから。てことは、求められてないってことですよ。そんな技術は小学校の先生はいらないんです。なので合格してるんです。

でも、そこを自分たちで勉強して、勉強したことでこれが必要って勘違いして、発達段階に合ってないことをやってるんですね、多くの学校が。そういう意味で、そっくりに書きましょうっていうことは、小学生の段階では本来求められてないんだっていうことですね。

それから、最も最悪が、先生が直接手を入れるんですね。ちょっと私がって言って、実際に作品に筆を入れるなんてことは、絶対タブーですよね。そういうふうなところを確認で、例として、この話はもう繰り返しあ話をしましたけど、イルカショーの絵が全国コンクールで最優秀をとって、果たしてこの指導が正しかったかどうかっていうのを、各県代表の教科担当指導主事が集

またた場で議論になったという話を前にしたんですが、もともとの絵はイルカがいて、上から見下ろしたプールがあって、そこに人間は3人か4人くらいしかいなかつた。2人並んでいる人がいて、離れて2人くらいしか人がいなかつた。

この絵のテーマは、「楽しかった思い出を描きましょう」なんです。だから、水族館でイルカショーを見たのが楽しかったから、この子はイルカショーの絵を描いた。そもそもテーマとして、イルカショー行ってきましたね、「イルカショーの絵を描きましょう」なんてことはしないんですよ。

本当はそういう提案しないんです。「楽しかった思い出を描きましょう」なんです。

でも、高知県では圧倒的に、「イルカショーを描きましょう」「芋掘りを描きましょう」みたいなことがやられるんですけど、他県では「芋掘りを描きましょう」なんていうことを言わないので。

この子は、2人と離れてぼつぼつと人がいた絵を描いて、これを先生に持ってきたんですね。それを見た先生が、友達いっぱいいたよねって。周りにいっぱい隙間があるので、他にもいっぱい友達いたよねって先生に言われて、この子は周りにも人を描いて、コンクールに出したら最優秀をとりましたっていう話。

最優秀をとったことを考えると、多分周りに人がいなかつたら最優秀じゃなかつたかもしれない。その方が楽しさが伝わるので。だけど、授業として正しかつたか。「他にもいっぱい人がいたよね」っていうこの言葉は、授業者として正しい言葉かっていうことが指導主事会で協議になつて、ほぼ全員一致の答えとして、「言ってはいけない言葉だ」というのが答えです。

なぜかというと、「楽しかった思い出を書きましょう」って言われて、この子がちゃんと自分で何が楽しかったかって書いてあるわけです文字で。文字か文章か何かで残されていて、それは先生と見たイルカショーなんです。だから、2人並んでるのは、僕又は私と先生なんですよ。先生を独占してイルカショーを見ている絵を書きたかったわけですよ。なのに、周りにいっぱい人を書きましょう、友達を書きましょうというのは、この子にとって楽しかった思い出に手を入れられたことになるんです。だから指導としては間違いだと、やってはいけないことをやっちゃんとたつていうのが、教科担当指導主事会という文部科学省が主催して各県の代表を集めて研修するっていう場の中でのお話なんですね。授業とはどうあるべきかということを確認するための会なんです。でも、なかなかそこが学校現場では理解されない。どうしてもその作品を作るっていうことが、コンクールのためっていうところから逃れられないっていう実態があつて、さっき言つたようなねじれが起つてしまつてのことなんです。

それから、事例としてこの話も前したと思います。

ビニール傘ですね、ビニール傘が体育館に何十本も並べてあって、これを使って美しいを見つけなさいっていう授業をやつた。そうすると、ある子どもが外へ傘を持って出て行った子が、先生美しいを見つけましたって言ったんで、先生がそばへ行ったときに、このときも先生は本当やね、美しいねっていうのはタブーなんですよ。それは先生が美しいと感じたっていう話なので、タブーなんです。先生は徹底して、どこ、どれって聞かないといけないです。あくまでもその子が見つけた美しさが大事なんです。先生がどこ、どれって聞いたときに、この子は鉄棒に逆さ向けに引っかけた傘があつて、この傘の中に水が張つてあって、太陽の光がこの傘と水を抜けで、地面がゆらゆら光つていて、そこを指さしてこれが美しいってこの子は言ったんですね。徹底して子どもの主張を聞くっていうことに徹底したから行きつけた。

子どもに委ねるっていうことがどういうことかっていうことがすごく分かる話だと思います。

他にも例としてはいっぱいあるんですけど、そんな中で、作品の中でいつも見ている風景を外に出て、春の空気をいっぱい吸い込んでみようって、これ小学校の教科書です。

小学校の教科書なので例示として日本ですよね。そして、紹介されている作品で、導入で先生が何を言ったかってこういう導入を言って、子どもたちに絵を書かせたら本来が出てきたっていう話です。

これが写真じゃないのはよく分かると思います。だってこれは、上から下を見下ろした絵になつてますね。鳥は横から見た絵ですよね。もう目の方向がバラバラじゃないですか。だから、光も全然違いますよね、上と下と。これもし、夕日の写真を持ってきて子どもたちに配つて絵を描きなさいって言つたら、こんな絵絶対出つてないんですよ。書いてある絵は風景なんだけど、このことが本当に理解されてないんですけど、書いてある絵は風景なのでこれ風景画にジャンルとしては分類されるんですけど、子どもの思考の中では想像画です。思い出を書いてるので。見

ながら書いてないんですよ。写生していないんで、そこの場所に行って座って書いてるわけじゃないんですよ。そんなのは、中学校とかで技術的なことを身につけて、一点透視図法とか立体的に書くための技術みたいなものを勉強してから初めてやればいいことで、小学校段階では想像画でいいんですよ。思い出を、自分の記憶を絵にするんです。だから、ここなんかも構図的におかしいって分かるでしょう。細かなところ見ていったら、継ぎ足し継ぎ足しが分かるじゃないですか。だけど、大事なことは、ここまで継ぎ足しをしたいぐらいにこの絵を書くことが楽しかっただろうなってことが大事なんです。これに向き合っている時間がどれだけ楽しかったかっていうことが、そこに授業の価値があるっていう話なんです。

子どものコメント、「瓦から見上げた橋がとても素敵に見えた、だから素敵だった橋を描いた、思い出しながら書いたんだ」っていうのが子どもの方。

それから、これは絵を見せずにどこか行ったときに話をしたと思うんですけど、この絵は小学校の高学年の教科書で出てくる見本なんです。5、6年生の教科書の見本です。

僕ね、昔学校でこれやるときに、最初に小学校の教科書を配って、これぐらいならうちの子でも描けるぞって思うやつに付箋貼ってくださいってやるんですよ。バンバンつきます付箋が。これぐらいのならうちの子でも描けるっていういっぱい付箋がつくんですよ。これ5、6年生ですから。それは3年生でも書けると、4年生でも描けるんじゃないって先生方思うんですけど、本当にこの絵を4年生が描けるかっていうと、これ見て分かるから、建物は真横から見てますよね。木も真横から見てるんですけど、運動場、下の部分っていうのは上から見下ろしてるのはわかりますか。だから、視線の方向が違う視線の方向になってて、これも見ながら書いてないんです。見ながら描いてないっていうのが、構図を丁寧に見ると分かるんですけど、ましてや写真なんか見てない。じゃあどうしてこの子は、こういう絵を描いたかっていうのは、木が歌を歌っているように見えたって。校庭にある木に対して、その木を見ながら歌を歌ってるって思いながら、この子は歌を歌ってる木を書いた訳ですよ。先生方、小学校5年生にどんな言葉だけ導入で、どれほど子どもたちを自分の世界にどっぷり浸らせて、木が歌を歌っているっていう言葉を、その気持ちを引き出せますかって。この絵を描かせることができますよっていうことは、その気持ちに委ねさせる、そこの気持ちに導いてくる技能が教師にあるっていう話ですよね。本当に出来ますかって。どんなすごい導入をすれば、子どもがこんな表現できるんですかって。だから見本ですよって、教科書にこの作品がっていう話です。

それから、これも高学年の絵です。5、6年生の教科書。この絵は小学生が描きました。自分のクラスでも描けるんじゃないかなって思いますかっていう、さっきと同じ話。この絵にもタイトルがあって、夕日に輝く僕の町なんです。無理ですね、多分。無理ですよ。夕日に輝く僕の町なので、夕日色だけで書いたわけですよね、この子は。これは見ながら描けないですよ、空想画だから描けるんです。想像画だから、大事なことは想像の世界にどんなふうにどっぷり浸らせることができるのか、これほど美しい夕日の町を描きたい気持ちにさせる技術が、教師の評価です。ていうことを目指してくださいって。だから、この絵を見て本当そっくりっていう言葉ははまりませんよね。よく見てますねっていう言葉もはまりませんよね。

だから、小学校の授業の中でよく見て描きなさいとか、そっくりにっていう言葉が邪魔だっていうのはすごくよく分かる事例だと思います。こういうことです。

図画工作で例えて言えば、子どもに委ねるっていうのはこういうことだっていう話です。

そういうった話を先日11月の所属長会でお話をさせていただきましたという報告です。

来週ですね、同和問題、部落問題の全国の大会が宮崎あります。せっかく宮崎に行くので、その流れでそのままちょっと足伸ばして、熊本の被災地の震災遺構で残してあるところがあるんですけど、そちらへの聞き取りに行ってきます。

それと、先日、夏にこちらへ来て講演をしてくださった東北の教育長と校長がこちらに来て、先生方に講演をしてくださったんですけど、そのときに、向こうですごく頼りにしている大学の先生の話があって、あの大学の先生にぜひ香南市も助けてもらつたらいいですよっていうふうなことを提案いただいて、その大学の先生を紹介していただく、顔合わせに来週宮城の方に行ってきますので、行って帰ってきたら、そのことでまた報告できることも出てくるかなというふうに思います。

私からは以上です。

ご意見ご質問ございませんか。

森本委員

コンクールのことについて、私もただの保護者というか、学校の中のこととは存じ上げないのでお聞きしたいんですけど、特に小学校はすごくコンクール出しますよね。

県展なんかはみんなが出しますけど、熱心な先生ほど割とたくさんいろんなこと見つけて、出してくださる準備をしてくださったりしますよね。

あれっていうのは、私も当時保護者だったときは、先生が夜の9時とかまで残って、PTAの会の後なんかにお見かけして、先生はちょっとでも子どもたちの作品を出してあげたいんですって準備されてるんで、ありがたいと思って、すごいいい先生だなと思ってたんですけど。

教育長

いい先生ですよ。

森本委員

お仕事もできて、熱心な先生だったんですけど。

教育長

ただ、教科担当指導主事会という、さっき言った文部科学省が主催して各代表を集めて話し合いをするときに、コンクールってどうだっていう議論がありました。

それで、もうほぼコンクールは止めてほしいというのが圧倒的な指導主事の意見です。さっき言ったように、僕が中学校の美術の教師のとき、各学校から代表作品で代表に入れてなかつた作品がたまたま混じって、それが文展で金賞とったんですよ。

僕が落とした作品が。

でも、この作品が金賞とっても、僕の美術の授業のこの子の成績は何一つ影響しません。影響させない、専門家として聞かれても答えられるので。授業はこうなんですよっていうことが言えるので影響しないんです。だけど、小学校の先生って無理だと思うんですよ。コンクールで賞を取って、それを自分の教科の成績に反映させるかさせないかってなったときに、親とか子どもからなんでって、最優秀とったのになって、何でそれでこの評価って言われたときに、堂々と言えないだろうなと思います。それを言い切れるがやつたら、出すなというのが本音です。それと、さっき言ったとおり、イルカショーの周りにいっぱい人がいたから、多分最優秀をとった。でも、授業者としてそれがどうだったかっていうことについては、指導としては間違いだっていう評価。そこをちゃんとさびわけできる、そのスキルがあるんだったら、コンクールに出してもいい。でも、そこに不安定さがあるんだったら、本来コンクールには出すべきじゃないと思うし、それが指導主事の間の中の共通の答えです。

森本委員

コンクールがどうなのかなって私がちょっと発言したのがですね、小学校とか見ていると、結局誰のためのコンクールなのかなと思って、出してるのが。結局、手先の器用な子がいますよね、ちょっと発達も早かったり、そういう才能が少しあったり、そういう子が常に賞をもらう訳ですね。1年生、2年生、3年生わりとずっと。それで、そういうなんかいっぱい賞をもらいうのかなって、そこの親はそう思ってる。

でもその一方で、コンクールで賞なんて1枚ももらったことないよっていう子どもももちろんいる。

そういうのを見聞きしてると、これって何のためのコンクールなのかなというか、中学校、高校になったら、その子の才能っていうのもだんだん出てきて、賞をもらったり自分で出したり、美術の先生が君はこういうのやったほうがいいよとかは分かるんですけど、小学校の時点で、やたらとコンクールとかにして、先生もその時間も越してやられるっていうところに、どうのかなっていう。

クラスの中とか学校の中で、そしたらもうちょっと公平な目というか、今日の彼の絵はすごいねとか。いつも器用で賞をもらう子以外にも、先生の視点で褒められたりとか、ちょっとした賞をもらったりとか、そういうのはどんどんやっていくべきだと思うんですけど、ちょっと不思議だなと思ってることがありました。

教育長

はい。

では次回の日程を。

次長

そしたら、次回の教育委員会の日程について、確認をさせていただきます。次回は、12月1日の月曜日の午前9時から行いたいと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

この日が12月議会の開会の前日になりますけれども、12月議会に提出している条例とか補正予算案について、また意見聴取があると思いますので、よろしくお願ひします。

教育長

では以上で本日の教育委員会定例会を終了いたします。
お疲れ様でした。

閉会 午前11時30分

この議事録は、会議の内容を記したものであり事実に相違ありません。

議事録署名人

議事録署名人